

平成三十年十月二十四日提出
質問 第一二二号

国民の理解や納得を得ずに政府が進める「外国人材の受入れ」等に関する質問主意書

提出者 山井和則

国民の理解や納得を得ずに政府が進める「外国人材の受入れ」等に関する質問主意書

政府は、平成三十年十月十二日に、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下、本件閣僚会議という。）を開催し、外国人材の受入れを進めるための、「『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律案」の骨子について（以下、「骨子」という。）、を議論しました。

そこで、以下の通り質問します。

一 安倍総理は、平成三十年六月二十七日の国家基本政策委員会合同審査会で、移民政策の定義については、「例えば、国民の人口に比して一定程度のスケールの外国人及びその家族を期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策」と答弁（以下、移民政策の総理答弁という。）していますが、この答弁を踏まえれば「移民」の定義はどのようになりますか。また、本件閣僚会議で議論された「骨子」で言及されている、特定技能二号とはどのような点で異なっていますか。

二 政府が認識している国連の「移民」の定義を示して下さい。

三 特定技能二号で日本に家族を帯同し、永住を許可された外国人について、政府は「移民」と認識しますか。

四 特定技能二号で日本に家族を帯同し、永住を許可され、老後、亡くなるまで日本に在留した外国人労働者について、政府は「移民」と認識しますか。

五 本件閣僚会議で導入しようとしている制度によって受入れる外国人労働者のポリュームは大きく、また、制度導入の目的が、深刻化する人手不足による、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性に対応することになれば、移民政策の総理答弁に照らし、事実上の移民政策になるのではありませんか。

六 移民政策の総理答弁では、移民政策について例示していますが、この例示された定義の出処を示して下さい。また、この定義にあてはまる移民政策をとっているのは、どこの国のどのような制度ですか。把握している事例を示して下さい。

七 政府の認識として、世界の中で「移民」を受入れているのは、どこの国のどのような制度ですか。把握している事例を示して下さい。
右質問する。